

令和8年度固定資産税課税明細書および固定資産課税台帳閲覧について

町では、毎年5月に固定資産税課税明細書を納税通知書と一体化してお届けしています。納税通知書がお手元に届く前に令和8年度の固定資産税の課税内容を確認したい場合には、4月1日(水)から役場住民課で固定資産課税台帳(名寄帳)の閲覧ができますのでご利用ください。

また、固定資産税における土地の課税については、毎年1月1日現在の土地の現況と登記地積で計算します。そのため、国土調査法に基づき実施された地籍調査の登記が完了した土地については、登記の完了した年の翌年度から新しい登記地積で固定資産税を課税することとなります。

令和8年度は、令和7年中に登記が完了した小丹波地区(南ノ原、竹ノ平、宮ノ下、滝ノ平、妻戸、稲荷之上、黒指)、川井地区(堀口)を新しい地積で課税します。令和8年度の固定資産税の課税内容については、固定資産課税台帳の閲覧または固定資産税課税明細書でご確認いただくようお願いします。

納税者のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

※固定資産税に関する問い合わせは、住民課 ☎83-2190

※地籍調査に関する問い合わせは、環境整備課 ☎83-2367

住民課からの
お知らせほか

年金のお知らせ

◇退職予定の皆様へ「国民年金の加入と保険料のお知らせ」

日本に住む20歳以上60歳未満のすべての方は、国籍を問わず、日本の公的年金制度(「厚生年金保険」または「国民年金」)に加入する必要があります。「厚生年金保険」に加入している方が退職すると、「国民年金」への加入手続きが必要となります。

「国民年金」に加入すると、毎月、国民年金保険料を納付する必要があります。

保険料の納付は、口座振替やクレジットカードでの納付が便利で確実です。なお、「国民年金」は、失業などを理由に保険料の納付が困難な場合、保険料の免除・猶予制度があります。納付が困難な場合は、未納のままにせず、必ず、免除・猶予制度の申請をしてください。

◇国民年金保険料の学生納付特例の継続申請について

国民年金保険料の学生納付特例を利用されていた方で、次年度も引き続き在学予定の方に、ハガキ形式の申請書をお送りします。必要事項を記入してポストへ投函することで、申請が可能となります。この場合、在学証明書や学生証の写しを添付する必要はありません。申請書を提出しないと、学生納付特例が適用されず、国民年金保険料が未納となってしまいます。万一のことが起こったときに障害年金が受け取れなくなる可能性がありますので、必ず提出してください。

※問い合わせは、青梅年金事務所 ☎30-3410

または、ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165

日本年金機構ホームページ URL <https://www.nenkin.go.jp/>



日本年金機構
ホームページ

